

# 法務省をかたった架空請求ハガキが 再び増加しています！

## ＜今回の相談事例＞

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。差出人は「法務省管轄支局国民訴訟お客様センター」で、訴訟管理番号が書いてあり、連絡がない場合は預金や不動産などを差し押さえると書いてある。しかし、未払いに関しては身に覚えがない。連絡をした方がいいだろうか。  
(80代女性)

## 【アドバイス】

### ●絶対に連絡をしないでください！

以前から「総合消費料未納分訴訟最終通告書」という架空請求のハガキが届いたという相談が多く寄せられていました。今回の相談も同じように架空請求のハガキで、市内で再び急増しています。公的機関を名乗り信用させ、「財産を差し押さえる」などと不安をあおり、電話をかけさせ、最終的にお金をだまし取る手口です。身に覚えがない請求は、絶対に連絡をしてはいけません。

### ●「身に覚えがない場合はすぐにご連絡ください」と書いている場合も。

架空請求は不特定多数の人に一齐に発送しており、個人の情報を完全に特定しているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。

### ●少しでも不安に感じたら、すぐに消費生活センターに相談してください！

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん